【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年６月27日
【会社名】	昭和電線ホールディングス株式会社
【英訳名】	SWCC SHOWA HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　中島　文明
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
【電話番号】	（03）5404－6951
【事務連絡者氏名】	経営企画部法務・ＩＲ広報グループ長　　北川　陽一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
【電話番号】	（03）5404－6951
【事務連絡者氏名】	経営企画部法務・ＩＲ広報グループ長　　北川　陽一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成29年６月23日開催の当社第121期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年６月23日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　資本準備金の額の減少の件

① 減少する資本準備金の額
資本準備金5,530,650,174円の全額を減少し、その他資本剰余金に振替える。

② 資本準備金の額の減少の効力発生日
平成29年６月23日

第２号議案　株式併合の件

① 併合の割合
当社普通株式について、10株を１株に併合する。

② 株式併合の効力発生日
平成29年10月１日

③ 効力発生日における発行可能株式総数
70,000,000株

第３号議案　定款一部変更の件

① 業務の効率化および経費構造の改善を図ることを目的として本社事務所を移転することに伴い、定款第３条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都港区から川崎市に変更するものである。
なお、本変更の効力は、平成30年３月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生ずることとする附則を設け、その効力発生をもって本附則を削除するものとする。

② 発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（10分の１）に応じて定款第６条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を700,000,000株から、70,000,000株に変更するとともに、当該株式の売買単位を100株に変更するため、定款第８条（単元株式数）に定める単元株式数を1,000株から100株に変更するものである。
なお、本変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもって効力が生ずることとする附則を設け、その効力発生をもって本附則を削除する。

③ 株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する定款第13条（招集）第２項を削除するものである。

第４号議案　取締役７名選任の件

取締役として中島文明、田中幹男、長谷川隆代、山口太、張東成、戸川清および平井隆一の７氏を選任する。

第５号議案　監査役１名選任の件

監査役として山元文明氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合） （注）４
第１号議案	201,974	2,803	0	（注）１	可決（96.6%）
第２号議案	201,936	2,837	0	（注）２	可決（96.6%）
第３号議案	202,085	2,692	0	（注）２	可決（96.6%）
第４号議案				（注）３	
中島　文明	200,250	4,556	0		可決（95.7%）
田中　幹男	200,660	4,146	0		可決（95.9%）
長谷川　隆代	200,669	4,137	0		可決（95.9%）
山口　太	201,204	3,602	0		可決（96.2%）
張　東成	201,152	3,654	0		可決（96.2%）
戸川　清	201,481	3,325	0		可決（96.3%）
平井　隆一	201,478	3,328	0		可決（96.3%）
第５号議案				（注）３	
山元　文明	186,324	18,484	0		可決（89.1%）

（注）１　出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上の賛成による。
３　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。
４　賛成の割合については、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の株主全員分）に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。